

社会福祉法人東村山市社会福祉協議会

指定一般相談支援事業運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人東村山市社会福祉協議会が障害者総合支援法に定める指定一般相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害者（児）に対し、適正な一般相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定一般相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

4 事業所は、自らその提供する指定一般相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 東村山市基幹相談支援センター

(2) 所在地 東京都東村山市野口町1丁目25番地15

(3) 愛 称 「るーと」

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員配置は、次のとおりとする。

(1) 管理者（1名）

管理者は、事業所の相談支援専門員及びその他の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。なお、業務に支障がない場合には、次の(2)及び(3)の職員と兼務できることとする。

(2) 主任相談支援専門員・相談支援専門員（1名以上）

厚生労働省令に定める主任相談支援専門員及び相談支援専門員を配置する。

主任相談支援専門員及び相談支援専門員は、利用者の生活全般に係わる相談の

他、地域移行支援・地域定着支援を担当する者への助言等を行う責任者としての業務を行う。また、市町村や地域生活支援拠点等との連携・調整担当の役割を担う。

(3) その他

必要に応じて、地域移行支援・地域定着支援を担当する者や事務員等を配置する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。また、臨時に休業日を定めることができる。

(1) 開所日：月曜日から金曜日（祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

(2) 開所時間：午前9時から午後5時までとする。（緊急時の相談支援を除く）。

なお、第6条（2）の（イ）地域定着支援の契約者については、窓口開設時間外においても携帯電話等による24時間の相談体制を確保するものとする。

(指定一般相談支援事業の事業内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 事業所では、以下の通りサービス提供を行う。

(1) 基本相談支援

(2) 地域相談支援

(ア) 地域移行支援（精神科病院や障害者支援施設等からの退院・退所支援）

- ・入所施設や精神科病院等への訪問による相談
- ・地域移行支援計画の作成及び計画の更新
- ・地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援

(イ) 地域定着支援（単身生活に移った方等への常時の見守り体制の確保）

- ・居宅への訪問による相談
- ・地域定着支援台帳の作成
- ・常時の連絡体制の確保
- ・緊急時の訪問支援

2 (2)のサービスを実施した際は、厚生労働省の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。法定代理受領を行わない指定一般相談支援を提供した際は、障害者総合支援法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して地域相談支援を行う場合には、利用者に対し、それに要した交通費の実額を徴収することができるものとする。

- 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る「地域相談支援給付費の受領のお知らせ」及び領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 6 事業所は、事業実施地域において地域生活支援拠点として位置づけられ、以下の機能を担う。
 - (1) 緊急時支援
 - (2) 体験利用支援、体験宿泊の機会の提供
- 7 その他、必要な事項については別途定める。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者を以下の通り定める

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 障がい児
- (5) 難病等

- 2 本事業の対象者は、事業の利用の意思があるもので、援護実施機関からの支給決定を得ているものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東京都東村山市とする。

(虐待防止と差別解消のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスの提供に努め、利用者から申し出があった場合には可能な範囲で合理的配慮を提供する。また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待の防止と身体拘束適正化のための対策を検討する委員会として虐待防止委

員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（職員の責務）

第10条 職員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 職員は、利用者およびその家族の個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なく、その職務に関して知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、利用者の利益のために個人情報を関係機関に提供する必要がある時は、事前に利用者の同意を得ておかなければならない。

2 職員は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（緊急時の対応）

第12条 職員は、本事業の実施に関連して、利用者の急変及びその他緊急事態が生じた時には、速やかに必要な措置を講じ、対応する。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を適宜設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。